

令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託 公募型企画提案競技実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本事業は、令和6年度に実施した調査の結果を踏まえ、未だオンライン化されていない行政手続（約200件）を対象に、オンライン化に向けての課題と解決策の関係を体系的に整理することを目的とする。令和8年度以降、本仕様に基づく成果を活用して改善実施の優先順位を明確化し、効率的かつ効果的なオンライン化の推進をしていく。

(2) 業務名

令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託

(3) 契約（予定）期間

契約日から令和8年3月19日（木）

(4) 契約限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

2 業務内容

別添「令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は予算の範囲内で変更することができるものとする。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格の「システム分析」又は「システム開発」の業務区分、若しくは静岡県一般業務委託に係る競争入札参加資格の「調査」の業務区分を有している者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準による入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下イにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでに同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 スケジュール

内 容	日 程
企画提案参加受付	令和7年11月4日(火)
参加表明書提出期限	令和7年11月12日(水)16時まで
質問受付期限	
質問に対する回答	令和7年11月13日(木)まで
企画提案書提出期限	令和7年11月19日(水)16時まで
プレゼンテーション	令和7年11月28日(金)
審査委員会	
選定結果の通知	令和7年12月1日(月)
契約	令和7年12月上旬(予定)

5 提出様式

(1) 提出先部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県企画部デジタル戦略課(東館16階)
電話番号 054-221-2912
メールアドレス digital@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 配布場所

静岡県デジタル戦略課ホームページ

6 参加表明書

本業務の参加に当たり、様式1の参加表明書を期日までに電子メールにより提出すること。なお、参加表明書を県が受領後、仕様書に記載の「まとめ_別添2_令和7年度調査表（集計分析用）」等の資料を県から提供する。

- ア 受付期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月12日（水）16時まで
- イ 提出先：上記5 提出様式（1）提出先部局に同じ
- ウ 留意事項：参加表明書を電子メールで送付後、その旨を電話で連絡すること。

7 質問

質問は、様式2の質問用紙により、電子メールにて受け付ける。

- ア 受付期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月12日（水）16時まで
- イ 送付先：digital@pref.shizuoka.lg.jp
- ウ 回答方法：令和7年11月13日（木）までに、電子メールで回答する。

8 企画提案書の作成

別紙「令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託企画提案書作成要領」による。

9 企画提案書の提出

企画提案書は、PDF形式ファイルで提出すること。

- ア 受付期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月19日（水）16時まで
- イ 提出先：上記5 提出様式（1）提出先部局に同じ
- ウ 提出部数：1部
- エ 留意事項：企画提案書を提出後、その旨を電話で連絡すること。

※受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※企画提案書提出後の修正は認めない。

10 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出

契約時に電子契約の利用を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式4）を提出すること。ただし、過去にデジタル戦略課に対して電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出している場合であって、その記載内容に変更がない場合は、電子契約の利用を希望する旨をメールで申し出れば足りるものとし、電子契約同意書兼メールアドレス確認書の再提出は求めない。

- ア 受付期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月19日（水）16時まで
- イ 送付先：digital@pref.shizuoka.lg.jp

※利用する電子契約サービスは、GM0 サインとする。

11 プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション（順番は提案書受付順等による。）を行うものとする。

ア 実施日時

令和7年11月28日（金）

イ プレゼンテーション時間、実施方法

- ・持ち時間は1提案者30分とする。
- ・説明終了又は持ち時間終了後、最大10分の質疑を行う。

ウ 実施時間及び実施場所

別途通知する。

12 選定

(1) 選定方法(書面審査, プレゼンテーション審査)

参加表明書の提出者が5者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から「令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託提案競技審査委員会」委員長が提出書類を「令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託業者選定基準」により書面審査し、評価の高い者から5者程度をプレゼンテーション審査対象者として選定することがある。

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、「令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託提案競技審査委員会」が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行うものとする。

(2) 選定基準

別添「令和7年度行政手続のオンライン化促進支援（課題等整理）業務委託業者選定基準」のとおり

(3) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和7年12月1日（月）までに、辞退者を除く全ての参加者に電子メールで通知する。

13 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（県庁内及び審査委員会の使用に限る。）。

(2) 辞退

参加表明書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに、様式 3 の「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、静岡県との取引が不利になることはない。

(3) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

(4) 備考

ア 提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る

イ 参加に必要な経費は、参加者の負担とする。

ウ 「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和 3 年 3 月 26 日静岡県条例第 25 号）」に基づき、契約締結時に「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出するものとする。